

第1 社会福祉法人の意義

社会福祉法（以下「法」という。）において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。」と定義されています。（法第22条）

この「社会福祉事業」とは、法第2条に定められている第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいい、これらの社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

また、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、地域における様々な福祉ニーズを充足するための取組に積極的に取り組んでいくことを本旨とする存在ですが、人口構造の高齢化、地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の果たすべき役割はますます重要になっています。